4　第一項の規定により全相殺品質方式又は災害収入共済方式を選択することができる組合員又は共済資格者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　類区分ごとに、その者が栽培する果樹に係る果実のおおむね全量を原則として過去五年間において法第百三十三条第一項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該果実のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者

二　類区分ごとに、その者が栽培する果樹に係る収穫量及び品質がその者の青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる者

（引受方式）

第百四十条　（略）

2～5　（略）

6　第一項の規定により全相殺方式（蚕繭を除く。）を選択することができる組合員又は共済資格者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　類区分ごとに、その者が栽培する農作物に係る収穫物のおおむね全量を法第百三十三条第一項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者

二　類区分ごとに、その者が栽培する農作物に係る収穫量がその者の青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる者

三　類区分ごとに、その者が栽培する大豆、小豆又はいんげんに係る収穫量が、所得税法第百二十条第六項に規定する書類、同法第二百三十二条第一項に規定する帳簿及びこれらの関係書類又は法人税法第七十四条第三項に規定する書類、同法第百五十条の二第一項に規定する帳簿及びこれらの関係書類により適正に確認できる者（この号に掲げる者として、これらの書類に不実の記載をしたことその他の不正な行為をしたことにより、法第百三十四条において準用する保険法第三十条の規定により畑作物共済の共済関係を解除されたことがある者を除く。）

7　第一項の規定により災害収入共済方式を選択することができる組合員又は共済資格者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　類区分ごとに、その者が栽培する農作物に係る収穫物のおおむね全量を原則として過去五年間において法第百三十三条第一項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者

二　類区分ごとに、その者が栽培する農作物に係る収穫量及び価格がその者の青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる者

（新設）

（引受方式）

第百四十条　（略）

2～5　（略）

6　第一項の規定により全相殺方式（蚕繭を除く。）又は災害収入共済方式を選択することができる組合員又は共済資格者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　類区分ごとに、その者が栽培する農作物に係る収穫物のおおむね全量を原則として過去五年間において法第百三十三条第一項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者

二　類区分ごとに、その者が栽培する農作物に係る収穫量（災害収入共済方式にあっては、収穫量及び価格）がその者の青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる者

（新設）

（青色申告書等の提出期間等）

第百七十五条　法第百七十六条第一項第一号の農林水産省令で定める期間は、法第百七十七条第一項の規定による申込みの日（以下この章において「申込日」という。）の属する年の前年までの四年間とする。ただし、第四項ただし書の規定により百分の八十に満たない割合を上限とする割合のうちから申し出ることとなる者にあっては、同項の表の上欄に掲げる申込日の属する年の前年までの期間とする。

2　（略）

（削る）

3　保険期間の開始の日の前日までに農業経営の全部又は一部について承継又は譲渡があった場合には、承継人又は譲受人は、農林水産大臣が定めるところにより被承継人又は譲渡人が青色申告書を提出した期間を前二項又は次項ただし書に規定する期間に含めることができる。

（新設）

（青色申告書等の提出期間等）

第百七十五条　法第百七十六条第一項第一号の農林水産省令で定める期間は、法第百七十七条第一項の規定による申込みの日（以下この章において「申込日」という。）の属する年の前年までの四年間とする。ただし、第五項ただし書の規定により百分の八十に満たない割合を上限とする割合のうちから申し出ることとなる者にあっては、同項の表の上欄に掲げる申込日の属する年の前年までの期間とする。

2　（略）

3　法第百七十六条第一項第三号の農林水産省令で定める期間は、申込日の属する連結事業年度の前連結事業年度までの四年間とする。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

4　保険期間の開始の日の前日までに農業経営の全部又は一部について承継又は譲渡があった場合には、承継人又は譲受人は、農林水産大臣が定めるところにより被承継人又は譲渡人が青色申告書を提出した期間を前三項又は次項ただし書に規定する期間に含めることができる。